

1. 基本法第14条関係(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

(2) 犯罪被害者等の要望に係る施策の

少年被害者に対する医療サービスの提供

○ 犯罪被害者等からの御要望

- ・ 学校に子どものトラウマについての教育を受けたスクールカウンセラーを常駐させ、子どものトラウマについての対応、治療が行えるようにする。
- ・ 小・中・高校に専門カウンセラーの常置が必要。児童虐待に限らず、心理的に強い外傷を受けている子どもは、カウンセリング等の長期的な援助が必要であることは周知のとおり。しかし、児童相談所等の関係機関と小・中・高等学校との関係が良好ではない。

【現行施策の概要】

○ 学校におけるPTSDに関する取組

- ・ 犯罪被害者を含む児童生徒、保護者、学校の教職員など事件・事故等により影響を受けた方々のPTSD(心的外傷後ストレス障害)対策として、カウンセリングなどの心のケアを行うことは重要である。
- ・ 児童生徒の心の相談に対応するため、臨床心理士等の「スクールカウンセラー」を中学校に配置すること等を内容とする調査研究を、都道府県・指定都市への補助事業として実施している。平成17年度においては、中学校を中心に約1万校(3学級以上の全ての中学校)に配置し、公立中学校の全生徒がスクールカウンセラーに相談できる体制の整備を図っている。
- ・ 高等学校への配置については、各都道府県の判断により配置の充実が図られており、生徒へのカウンセリング支援が行われている。
- ・ 平成17年度においては、スクールカウンセラーの配置のほか、退職教員や保育士、民生委員などの地域人材を「子どもと親の相談員」(940校)として小学校へ配置する事業を行うなど、学校内において複数の視点で子どもを見守り、子どもの変化に早期に対応できる体制の充実を図っている。
- ・ 被虐待児童をはじめとした要保護児童の早期発見やその適切な対応のため、これまでも学校と関係機関との連携について指導してきたところであり、児童虐待防止ネットワークにおいては、その90%で市町村教育委員会が、80%で小学校が、75%で中学校が参加し、関係機関との連携が図られている。

(2) 犯罪被害者等の要望に係る施策の

犯罪被害者等支援に精通した心理職・精神科医・法律家等の養成

犯罪被害者等からの御要望

- ・ 少年被害者のための専門医、児童精神科医が少ない。専門的な心理カウンセラー、臨床心理士の養成をしてほしい。

有識者構成員からの御意見

- ・ 医療関係者(医師、看護師、MSW、PSW)の卒前教育に被害者支援、被害者の心理の項目を加えること。
- ・ 臨床心理士教育課程に、被害者支援、被害者の心理、緊急時における多職種チームによる被害者地域支援について学ぶことを必修とすること。
- ・ 法律家の養成については、法科大学院において、犯罪被害者の被害の実情、犯罪被害者の人権および被害者支援実務等に関する科目を正規のカリキュラムとすること。

【現行の施策の概要】

大学における医師の養成等

- ・ 平成13年に文部科学省が提示した医学教育の「モデル・コア・カリキュラム」において、患者中心の医療を実践することができる医師の養成のための達成目標として、例えば、
患者と家族の精神的・肉体的苦痛に十分配慮できる。
患者との個人的、社会的背景等が異なってもわけ隔てなく対応できる。
患者やその家族の持つ価値観が多様であり得ることを認識し、そのいずれにも柔軟に対応できる。
といった項目を掲げ、各大学において、これを踏まえ、その自主的な判断に基づいて、それぞれの創意工夫を活かしつつ多様な授業科目を展開している。
- ・ 児童精神医学については、医学部附属病院に精神科神経科、小児科とは独立した「子どものこころ診療部」を設立したことに伴い、3年次の全学共通科目として医学心理学(児童精神医学入門)を開設している例や、大学院医学系研究科の親と子どもの精神医学(協力)講座において家庭内暴力の臨床的研究に取り組んでいる例もみられる。

臨床心理士の養成

- ・ 臨床心理士は、財団法人日本臨床心理士資格認定協会(以下「協会」という)が資格審査を行い、認定している民間資格である(昭和63年度から認定開始)。臨床心理士の認定は、協会の資格審査委員会によって、

臨床心理士として必要な基礎的知識及び技能について、書類審査、筆記試験及び口述試験の方法により行われている。なお、資格取得後も5年毎に資格更新審査が行われ、研修や研究が義務づけられている。

- ・協会に認定された臨床心理士は、全国で10,980名（平成16年6月30日現在）おり、教育機関、医療機関、福祉施設、矯正施設等様々な分野の業務に従事している。
- ・PTSD対策に係る専門家として、今後も継続して資質の高い臨床心理士の養成が図られるよう、御要望の趣旨を協会に伝えてまいりたい。
- ・また、平成17年度に臨床心理分野の専門職大学院が開設された。

法科大学院等における法曹養成

- ・各法科大学院においては、その自主的な判断に基づいて、それぞれの創意工夫を活かしつつ多様な授業科目を展開しており、その中で犯罪や不法行為の被害者の実態を把握・分析し、被害者の法的地位、損害回復の方法、被害者支援等を考察する授業科目が開設されている例も見られる。
- ・各法科大学院が、犯罪被害者に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応える法曹の養成に向けて、自ら抱える教育理念・目的に基づき、多様で特色のある教育を展開していけるよう促してまいりたい。
- ・また、各大学法学部では犯罪被害や被害者について学ぶ授業科目（「被害者学」等）が開設されている例もみられ、また、平成17年には初の被害者学研究科（常磐大学）が開設され、被害者に対する支援や擁護のための対策などを学際的に研究し、深く「被害者学」を学ぶことができるようになってきている。

2. 基本法第15条関係（安全の確保）

（1）犯罪被害者等の要望に係る施策の

その他再被害を防止し、安全を確保するための取組の充実

○犯罪被害者等からの御要望 加害者に対するケア

- ・加害者が青少年の場合、その兆候に気づき、行為をやめさせるとともに加害者のケアを行うこと。

児童虐待の発生予防対策の充実

- ・虐待だという認識を持たなければ先へ進めない。関係機関の職員に対し、虐待の知識を持たせたり、専門的チームを組織し対応技術を向上させていくことが課題。

【現行の施策の概要】

非行少年等の立ち直り支援

- ・非行等の問題を抱える青少年の立ち直りの支援策として、地域のボランティア団体、青少年団体、スポーツクラブ等と連携・協力し、社会奉仕活動や体験活動、スポーツ活動などを行うことができる継続的活動の場（居場所）を構築する。
- ・問題行動等を起こす個々の児童生徒に着目して的確な対応を行うため、学校、教育委員会、関係機関等からなるサポートチームの形成など、地域における支援システムづくりを実施している。また、「あそび・非行」の不登校児童生徒や学校内で深刻な問題行動を起こす児童生徒に対応するため、学校復帰や立ち直りに向けた、学校内外での支援の場や機能の在り方について調査研究を実施している。

児童虐待の発生予防対策の充実

- ・学校教育関係者など職務上、虐待を受けている子どもを発見しやすい立場にある者が、虐待発見時に適切に対応できるよう、通告義務の周知徹底を図るなど、早期発見・早期対応のための体制の整備に引き続き努めている。また、平成17年度は学校等における児童虐待防止に向けた取組を推進するため、国内外の先進的取組事例を収集・分析する。
- ・児童虐待を含め子育てに関する学習講座を様々な機会を活用して全国的に開設し、親等の学習を支援している。

3. 基本法第19条関係（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

（1）犯罪被害者等の要望に係る施策の

関係職員への研修の充実

○犯罪被害者等からの御要望

- ・医療機関、職場、地域等での二次被害を受けることがないよう、多くの人々が、被害者の状況と心理を正しく理解し、ともに向き合ってくれて、温かく真剣に自分のこととして取り組むということが必要。本人や家族の職場の配慮や理解、あるいは保育園、学校などの理解と協力などが必要。
- ・学校等の環境と人間関係、被害者への心情の理解不足、学業の上での配慮不足、教員の人間性などが問題。教員の不適切な言動やPTSD（心的外傷後ストレス障害）の理解不足。価値観の押し付け、被害者の感情の受け止めが不十分。

【現行の施策の概要】

大学における医師の養成等【再掲】

- ・平成13年に文部科学省が提示した医学教育の「モデル・コア・カリキュラム」において、患者中心の医療を実践することができる医師の養成のための達成目標として、例えば、
 - 患者と家族の精神的・肉体的苦痛に十分配慮できる。
 - 患者との個人的、社会的背景等が異なってもわけ隔てなく対応できる。
 - 患者やその家族の持つ価値観が多様であり得ることを認識し、そのいづれにも柔軟に対応できる。といった項目を掲げ、各大学において、これを踏まえ、その自主的な判断に基づいて、それぞれの創意工夫を活かしつつ多様な授業科目を展開している。
- ・児童精神医学については、医学部付属病院に精神科神経科、小児科とは独立した「子どものこころ診療部」を設立したことに伴い、3年次の全学共通科目として医学心理学（児童精神医学入門）を開設している例や、大学院医学系研究科の親と子どもの精神医学（協力）講座において家庭内暴力の臨床的研究に取り組んでいる例もみられる。

臨床心理士の研修

- ・日本臨床心理士会では、犯罪・事故等の被害に遭った被害者に対する支

援を充実させるために、被害者支援研修会を実施している（昨年度には第6回を実施。）。

教員の資質能力の向上

- ・問題行動の未然防止や早期発見・解決のためには、すべての教員が正しい理解と正確な知識を持ち、児童生徒の問題行動に対する指導力を備えることが必要である。このため、都道府県教育委員会の各種の研修において、生徒指導に関する研修が実施されている。特に、各都道府県の実施する初任者研修等の機会には、カウンセリングに係る研修が実施されており、また、大学の教職課程において、カウンセリングに関する内容を含む「教育相談」が必修科目とされている。